

(別紙)

平成19年 3月23日付け付議第 1号事件
平成19年 5月16日付け付議第 2号事件
平成19年 7月11日付け付議第 3号事件
平成19年 9月12日付け付議第 4号事件
平成19年11月14日付け付議第22号事件
平成19年12月12日付け付議第23号事件
平成20年 3月12日付け付議第 3号事件
平成20年 5月21日付け付議第 4号事件

準備書面(8)

平成20年6月24日

電波監理審議会主任審理官 殿

〒104-0061

東京都中央区銀座6丁目5番13号JDB銀座ビル7階
ふじ合同法律事務所(送達場所)

電話番号 03-5568-1616

FAX 03-5568-1617

総務大臣代理人 弁護士 熊谷 明



指定職員

総務省総合通信基盤局電波部長

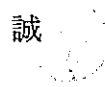
田 中 栄



総務省総合通信基盤局電波部

電波環境課長

杉 浦 誠



電波環境課電波環境推進官

鈴木 達也



電波環境課電波監視官

大 泉 雅



総務大臣は、本準備書面において、申立人の申立適格等について主張するとともに、申立人らの平成20年4月17日付け準備書面（3）及び平成20年6月4日付け準備書面（4）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略称等は、特に断らない限り従前の例による。

第1 申立人らの申立適格について

- 1 電波法又は同法に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての異議申立ては、同法第83条以下に規定されているところ、これは行政上の不服申立てに該当する。

そこで、異議申立をすることができる者は、行政上の不服申立てに関する一般法である行政不服審査法第4条の規定に基づき、「行政庁（本件の場合は、総務大臣）の処分に不服がある者」に限られる。

そして、行政不服審査法は、私人の権利義務にかかる紛争を解決するために立法されたものであることからすると、上記の「処分に不服がある者」とは、具体的事件ごとに不服申立てをするにふさわしい者、すなわち不服申立適格を有する者のみに不服申立てを認める趣旨であると解される。

この不服申立適格については、行政事件訴訟法の原告適格と同様に、「当該処分について不服申立てをする法律上の利益のある者、すなわち、当該処分により自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害されまたは必然的に侵害されるおそれのある者をいう。」と解し、さらに、「法律上保護された利益とは、行政法規が私人等権利主体の個人的利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている利益であって、それは、行政法規が他の目的、特に公益の実現を目的として行政権の行使に制約を課している結果たまたま一定の者が受けることとなる反射的利益とは区別されるべきものである。」と解するのが判例及び実務において確立した立場である（最高裁判所昭和53年3月14日第三小法廷判決・民集32巻2号211ページ）。

この点について、さらに敷衍すると、不服申立適格は、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益のなかに吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も上記の法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者について認められるべきものと解することができる。

そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通じて保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきことになる（最高裁判所平成元年2月17日第二小法廷判決・民集43巻2号56ページ、最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ、最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決・民集51巻1号250ページ、最高裁判所平成14年1月22日第三小法廷判決・民集56巻1号46ページ、最高裁判所平成17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号264

5 ページ等)。

なお、平成16年の行政事件訴訟法改正により、原告適格を実質化するために同法第9条第2項が設けられたが、行政不服審査法はこの点についての法改正はなされていない。

しかし、不服申立適格と原告適格は同様に解するのが判例実務の確立した立場であること、行政事件訴訟法第9条第2項の規定は、上記に引用した(改正前の)各判例の立場をも踏まえて立法されたものと解することもできることなどを勘案し、不服申立適格の有無を判断するに当たっては、同項の趣旨も勘案するのが相当であると解される。

- 2 上記見解を電波法における異議申立てに当てはめると、同法の目的とする電波の公平かつ能率的な利用を確保する(同法第1条)ことを通じて、その結果として保護される事実上の利益は、公益に包摂されるものであることが明らかであるから、具体的な権利若しくは法律上の保護された利益とはいえないことになる。

そこで、このような公益に包摂される事実上の利益しか認められない者については、個別的に何らかの損害を被った場合に国家賠償請求が認められる可能性があること等は別として、総務大臣の具体的行政処分に対する不服申立適格は否定されると解される。

- 3 本件異議申立ての申立人らは

- ① アマチュア無線従事者の免許を受け、かつ、アマチュア無線局の免許も受けている者(申立人番号1ないし112番の者)
- ② アマチュア無線従事者の免許のみを受け、アマチュア無線局の免許を受けていない者(同番号113番及び114番の者)
- ③ 無線に関する免許を有さず、短波放送及びアマチュア無線を受信しているに止まる者(同115番の者)

に類型化することができる。

そこで、以下、各類型ごとに、不服申立適格の有無を検討する。

- 4 ①の類型の者について

- (1) この類型の者は、電波法第4条以下の規定に基づき免許を受けたアマチュア無線局を同法第52条以下の規定に基づき実際に運用することによって、アマチュア無線の送受信が可能、つまり、免許を受けた範囲内での電波利用が認められている。

しかし、アマチュア無線の運用が可能であっても、通信状況はその時々気象条件をはじめとした様々な条件によって大きく左右される以上、常に良質のコンディションで無線運用ができることまでは保障されるものではないこと、他の無線局が近隣に開設されてもそれを止めさせる権利が認められていると解することはできないことに加え、無線局運用規則第258条で「アマチュア局は、自局の発射する電波が他の無線局の運用又は放送の受信に影響を与え、若しくは与える虞があるときは、すみやかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。」と規定されていることから明らかなように、アマチュア無線運用は、他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与えない限度での

み運用が認められるに止まるものであり、免許を得たからといって自由にアマチュア無線運用ができる地位を取得したとは解されないことなどを勘案すれば、アマチュア無線局の運用を享受する利益は、電波行政全体の中で勘案される公益に包摂された事実上の利益に過ぎないとするのも十分に説得力があると解される。

- (2) しかし、アマチュア無線局を免許するに当たっては、運用可能な周波数帯、出力等が定められることからすれば（同法第14条第2項）、免許された条件を遵守すれば、他の無線等及び放送の受信に支障を与える虞がない限りは、アマチュア無線局の運用が可能な地位を取得したものと解することも不当とはいえないと思われる。

また、比較的小規模の免許不要の無線局の場合にも混信防止機能を備えることが求められており（同法第82条）、さらには無線局の免許を認めるか否かの技術基準には、受信施設について、副次的に発生する電波又は高周波電流の限度も定められているところ（同法第29条）、これらの規定は、良好な電波環境を維持するという公益目的に止まらず、個々の無線局の無線運用も具体的に保護する趣旨も含まれると解することも可能である。

そして、そもそも電波法においてアマチュア無線局を含む様々な無線局免許を定め、比較的小規模の無線局を除き、免許なくして運用することを一般的に禁止し、一定の要件の下、免許を得た者に対してのみその禁止を解除して無線局の運用という電波利用を認めている以上は、電波利用を認められた者は、認められた範囲内の電波利用を不当に妨げられないという具体的な利益を有するとする見解も成り立ち得ると解される。

他方、本件各PLCは広帯域電力線搬送通信設備であり、高周波利用設備であるが、このような設備を電波法上の規律に服させ、一定の要件に適合した場合のみその利用を認めることにした趣旨は、漏えいする電波が空間に輻射され、その漏えい電波が混信又は雑音として他の無線通信を妨害するおそれがあるためであると解される。そうであるならば、各PLCの型式指定処分についても、他の無線施設の場合と同様、個々の無線局の無線運用も具体的に保護する趣旨を包含していると解することも不可能ではない。

このように解すれば、型式指定されたPLCは、その性質上、使用される場所を特定することができない以上、PLCの型式指定処分に誤りがあれば、アマチュア無線局の運用に支障を与えるおそれも否定できない（なお、念のため付言すると、かかる見解は、既存のアマチュア無線の運用を、他の無線運用やPLC等による電波利用に対する関係で優越的立場にあることを意味するものではない。）。

- (3) そこで、未だ議論の余地はあると思料するものの、現時点においては、①の類型に当たる者についての不服申立適格については、積極的に争わない。

ただし、行政不服申立制度は私人の権利義務にかかる紛争を解決するための制度であるから、仮に不服申立適格が肯定されたとしても、審理に当たっては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として処分の取り消しを求めるこ

とはできないと解される（この理は、行政事件訴訟法第10条第1項の規定の趣旨と同旨である。）。

よって、①の類型に該当する者が、本件各P L Cの型式指定処分の違法を主張するに当たっては、本件各P L Cから発生する漏えい電波によって、自らのアマチュア無線運用に支障を受ける虞があることを具体的に主張する必要があるのであって、自らのアマチュア無線運用とおよそ関係のないことを理由に本件各P L Cの型式指定処分が違法である旨主張することは認められないと解されることを付言する。

5 ②の類型の者について

- (1) この類型の者は、アマチュア無線局の免許を得ていないため、アマチュア無線運用が可能であるという抽象的資格を取得したに止まっている。すなわち、アマチュア無線局免許を得ればアマチュア無線運用が可能であるという抽象的な利益を取得しているに過ぎないと解される。

そうだとすれば、本件各P L Cの型式指定処分によっても、この類型の者のアマチュア無線運用に支障が生ずることは想定し得ないのであるから、具体的な権利若しくは法律上の保護された利益を観念することができない。

なお、アマチュア無線局の免許を得ていない場合でも、アマチュア無線従事者の免許を得ていれば、当該アマチュア無線従事者の免許によって許容される、他者が免許を得たアマチュア無線局で、アマチュア無線局の運用を行うことは可能である（ゲストオペレーションと呼ばれている。電波法施行規則第5条の2）。

しかし、このゲストオペレーションは、いつでもアマチュア無線局の運用を可能とする権利とは言えず、アマチュア無線局の免許を得た免許人の好意によって、事実上の恩恵的利益を享受できるものに止まるものであって、上述の抽象的な利益の域を超えるものではない。

- (2) よって、類型②の者については、不服申立適格は否定されるものと解される。

6 類型③の者について

- (1) 単に短波放送又はアマチュア無線を受信しているに止まる者については、電波法に基づく電波行政で勘案される公益に包摂された事実上の利益を享受しているに止まると解され、本件各P L Cの型式指定処分による具体的な法的権利等の侵害は観念し得ないと解される。

この点、短波放送の受信について、念のため、放送法の見地から検討しても、放送を受信・視聴する利益は、国民全体の利益として格別、個々人の具体的な利益として保護されていると解することはできない。

なぜならば、放送法は、①放送が国民の最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること（同法第1条第1号）、②放送の不偏不党、真実及び自立を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること（同条第2号）、③放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること（同条第3号）の3原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的としている（同法第1条）のであり、上記目的を実現するに当たり、放送を受信・視聴する

個々人の具体的な利益の保護を直接の目的とする旨の規定は置かれていないからである。

- (2) そこで、電波法の立場のみならず、放送受信という観点のみに着目した場合、その利益状況が類似していると思料される放送法の立場を斟酌しても、放送を受信する個々人の具体的な利益を保護しているとは解し得ない以上、③の類型の者の不服申立適格は否定されるものと解される。

7 現時点の結論

- (1) 以上のとおり、①の類型の者の申立適格は積極的に争わないが、その余の類型の者の申立適格は否定されるべきである。
- (2) なお、申立人らは通信の自由を保障すべきであることを論拠に不服申立適格が有る旨主張している。

しかし、通信の自由が尊重されるべきことと、①ないし③の類型の者に全て本件P L Cの型式指定処分に対する異議申立てについての不服申立適格を認めるか否かとは全く次元を異にする問題である。

通信の自由を確保するための立法行政の諸施策は様々なものが想定できるところ、我が国の電波法制においては、総務大臣の個別の行政処分について、不服申立適格が認められる者に対する関係においては異議申立制度を設けているだけでなく、無線及び無線局の種類毎の免許制度、無線施設及び高周波利用施設等についての技術基準、電波法第82条第1項による個別的措置等を設けている。さらには、万一、公権力の違法行為によって損害を被った場合には、国家賠償法に基づく救済も可能であり、異議申立制度はその一部に過ぎない。

また、通信は、アマチュア無線運用、放送局の放送のみならず、P L Cを用いた情報通信等も含め様々な方法によることが想定されるところ、それらの様々な方法が可及的に共存し得るような法制度、行政運用がなされてはじめて通信の自由の実質が担保されるというべきであるから、通信の自由を求めることと、既存のアマチュア無線に格別優越的地位の保障を求めることも、次元の異なる問題であることに留意すべきである。

8 申立人らのアマチュア無線局の免許等について

申立人らは、上記①及び②の類型に該当する旨主張する者にあっても、本件に係る無線従事者免許証及び無線局免許状の写しの提出をしていない。

そこで、不服申立適格の有無を明らかにする見地からも、早急に、本件申立てに係る無線従事者免許証及び無線局免許状の写しを漏らさず提出されたい。

なお、①の類型に該当する旨主張している申立人らであっても、申立人目録に記載されている事項から公開情報（総務省電波利用ホームページ <http://www.tele.soumu.go.jp/index.htm> で提供）を検索すると、該当なしとの回答を得、既に無線局免許が失効していると思料される者も存在する。そこで、各申立人がどのような立場から申立てを行っているのかが明らかになるよう、本件申立てに係る無線従事者免許証及び無線局免許状の写しを提出されたい。

第2 求釈明への回答について

申立人らの「実験」に対しては、総務大臣は、平成20年3月7日付け準備書面(4)において、その考え方及び測定法等について求釈明を行っているが、申立人らは、何ら回答を行っていない。求釈明に対する回答を見なければ、申立人らの各種の「実験」の当否は判断できないことから、申立人らにおかれては、早急に、上記求釈明に対する回答をなされるよう強く要望する。

第3 準備書面(3)について

1 「第1の2」について

「CISPRの平成18年6月の答申」とは、乙4号証のことと思われるが、乙4号証3ページ表1に記載しているものが許容値であり、「周囲雑音電界強度を『許容値』と呼称している」事実はない。

2 「第1の(一つ目の)4」及び「第1の9」について

第2に述べた求釈明の結果を見た上でなければ判断できない事項を含んでいることから、当該求釈明に対する回答を待って、所要の認否反論を行うこととする。

3 「第1の5」について

それぞれの測定値等については、2で述べた求釈明に対する回答を待って、併せて所要の認否反論を行うこととするが、回答を待つまでもなく主張できることは、あらかじめ主張しておく。

使用しているとされた電気・電子機器が、本実験を行うための機材であるパソコン等を除けば照明器具及び電気冷蔵庫のみと非常に少ないことから、当該測定を行った住宅は、申立人らが通常の生活を営んでいる住宅ではないと思料される。そのような特殊な環境下で測定を行っても、一般的な妨害可能性の議論はできない。もし仮に、この場所において、隣家のPLC機器からの漏えい電波によって、申立人らのアマチュア無線運用に継続的かつ重大な影響が生じているのであれば、電波法第101条で準用する第82条第1項の規定に基づき、対処することを検討する事案であると思われる。

4 「第1の12」について

「閾値に相当する電界強度」として、例えば本件審理の対象であるアマチュア無線であれば、甲25号証38ページ、すなわち乙4号証39ページの「無線局等の受信機感度相当の信号波電界強度」の値を引用しているとのことであるが、この値については、同ページ下から5行目以下に「アマチュア無線局の受信設備の感度レベルよりは、周囲雑音が相当高いことが分かる。したがって、周囲雑音によって多くの無線設備の受信性能が制限されていることが解る」旨記載されており、当該値

をもってPLC機器からの漏えい電波の影響を評価することは不当である。

また、「PLCから10m地点での妨害波電界強度」として示されている数値について、屋内の値が屋外の値よりも大きくなっているが、技術基準が想定している隣家に設置されているPLC機器からの漏えい電波であれば、無線機・受信機等を設置している家屋の建材による減衰が発生するため、屋内の値が屋外の値よりも小さくはらずであり、失当である。申立人らは「屋内の数値は、建築物の遮へい効果が考慮され、12デシベル増加しているので、40dB μ V/mとなる」と主張しているが、技術基準において遮へいを考慮しているのはPLC機器を設置した家屋の建材による減衰効果であり、申立人らは、本件技術基準の内容を理解できていないことがうかがえる。

5 「第2の1の(2)」について

申立人らは、甲85号証が国際無線障害特別委員会(CISPR)のI小委員会第3作業班の文書と主張しているが、この文書が提出されたと思われる2003年3月の第3作業班会議の議題及び議事録には、甲85号証は見当たらない。当時の当該会議の参加者に照会したところ、このような文書が提出者から作業班の会議に一方的に提出された記憶はあるが、まったく議論の俎上に上ることなく、今日まで無視されている文書であるとのことであった(そのため、正式な議題及び議事録には掲載されていないものと思われる。)

申立人らが、甲85号証が国際無線障害特別委員会I小委員会第3作業班の審議を経た正式な文書であると主張するのであれば、その証拠(審議した作業班会議の議題及び議事録)を示されたい。甲85号証の内容に対する反論等は、甲85号証が国際無線障害特別委員会I小委員会第3作業班の審議を経た正式な文書であることを申立人らが証明したのちに行うこととするが、現時点で既に明らかな甲85号証の内容に対する疑義は以下のとおりであり、甲85号証に対する主張を申立人らが維持するのであれば、釈明を求める。

- 「整合した負荷で終端されている通信線について正しく、低圧電力線網のように負荷が整合していない場合には、コモンモードインピーダンスが大きく変動するため、LCI(縦電圧変換損)法は低圧電力線網におけるモード変換量を求める方法としては適していない」とある点について、この主張の理論的根拠が不明であり、日本語で明示されたい。
- 「電力線上を流れる高周波の波長に比べて長い電力線の場合、インピーダンス変化が大きいため、電力線の不平衡度を決定するためにLCI法を用いることはできない」とある点について、この主張の理論的根拠が不明であり、日本語で明示されたい。
- 「LCI法に替わる方法として、コモンモード電流の分布を知るためには電流プローブを用いて電力線上の複数箇所で直接測定し、その統計的扱いをする必要があることを指摘し、コモンモード電流の直接測定ができないのであれば、放射電界強度や磁界強度を直接測定し、その統計的扱いをする必要がある」とある点について、この主張の理論的根拠が不明であり、日本語で明示されたい。

6 「第2の1の(3)」及び「第2の1の(4)」について

甲86号証については、その内容に疑義があり、以下の点について、釈明を求める。

- 「短波帯における電力線からの漏えい電界を推定するためにLCLを用いることが適切でないこと」について、その理論的根拠が不明であり、日本語で明示されたい。
- 「電力線が共鳴すると低電力信号を注入しても高い磁場（従って漏洩電波）を生じうること、給電点におけるコモンモード電圧を指定するという単純なモデルでは放射される磁場（従って漏洩電波）を予測することが困難であること」について、わが国の家屋の電力線で共鳴現象が発生すること自体は否定しないが、その発生確率及び漏えい電波全体への寄与分はどの程度であると申立人らは見積もっているのか。

なお、技術基準では、共鳴現象が発生していることも考慮し、わが国に所在する62軒の家屋の487のコンセント（当然、そこでは共鳴現象が一定確率で発生している。）における実測結果を統計処理していることを申し添える。

7 「第2の1の(5)」について

甲85号証及び甲86号証が国際的に認知されている旨の主張をしているようであるが、甲85号証については5で述べたとおりそもそも素性のはっきりしない文書であるし、甲86号証については、2003年発表の古い論文であり、また内容も測定結果のみによるものでそれを裏付ける理論構築がなされておらず、その内容の妥当性は担保されていないと思われる。

一方、乙4号証40ページないし47ページで示している理論は、国際的に認知された学会であるEMC Europeにおいて、2006年9月、査読付きの論文として発表されている（乙107号証（及びその部分訳）。乙107号証全文の日本語訳は必要であれば後日提出するが、乙107号証が乙4号証に記載されている理論を論じたものであることは、乙107号証の訳文を添付した部分を乙4号証43ページないし47ページの数式及びグラフと見比べれば明らかである。）。乙107号証の発表以後、乙107号証の理論が誤っていると主張する論文又はこれと違う他の理論が提示された論文は、いまだ発表されていないと承知している。したがって、乙4号証で示している理論は、少なくとも現時点まで、国際的に認知された標準的な理論であると認められているといえることができる。

なお、上記の「論文」とは、国際的に認知された学会において、査読委員の査読を受け、論文誌に掲載されたもののことであることを申し添える。

第4 準備書面(4)について

1 「第2」及び「第3の3」について

第2で述べたとおり。

2 「第3の1」について

総務大臣が提出した測定結果のうち、乙95号証、乙96号証及び乙98号証はHD-PLC方式の機器によるものであるが、例えば乙101号証はUPA方式の機器によるもの、乙100号証はHome Plug方式の機器によるものであり、その測定結果の評価の概略は平成20年6月4日付け準備書面(6)の2ページに述べたとおりであって、申立人らの推定は失当である。

総務大臣が乙95号証及び乙96号証として提出した測定は、乙94号証2ページ、乙95号証1ページ及び乙96号証1ページに明記しているとおり、測定器の分解能帯域幅(RBW)を10kHzとして測定しているものである。なお、周囲雑音の考え方については、平成20年4月17日付け準備書面(5)22ページで述べているとおり、自然雑音に人工雑音を加えた、現にPLC機器が利用される場面に存在する雑音を周囲雑音と評価しているところ、放送波や通信波も、それを利用していない者にとっては単なる人工雑音に過ぎないことから、あえてその影響を除外することはしていない。

申立人らは、配線や使用系統、周波数の調整等をいずれも非現実であると主張するが、PLC機器利用者のPLC機器利用の必要性を踏まえ、屋内電力線へのフィルタの挿入を行うことは解決策の一つとして想定されるところであるし、使用系統の調整については障害が発生しうる特定のコンセント間でのPLC機器の使用を避ければよいことであり、何ら難しいことではない。また、「接続するコンセントを変えれば漏洩が大きい周波数やその漏洩の大きさも変化する」のは当然で、配線や使用系統等の調整を行った上でなお障害が出るのであれば再度調整を行えばよいことである。

このように、障害の状態に応じて様々な手段により問題の解決を図り、極力、当事者双方の利益を確保する調整は、他の無線利用においても、例えばアマチュア無線局の電波が隣家のテレビに混入して受信障害を起こしたときに、アマチュア無線局とテレビ受信機設置者との間で解決に向けて行われているごく常識的なことである。それをPLCの場合については非現実的と断ずる申立人らの主張は、アマチュア無線運用も含めた無線通信及び高周波利用設備の利用の共存を図ることで、全体として電波の能率的な利用の確保を図ろうとする電波法の趣旨を正解しない独自の見解にすぎないといわざるを得ない。

なお、申立人らの主張が一般国民について言及している箇所は、本件異議申立ての範囲外であり、反論等は行わない。

3 「第3の2」について

申立人らの測定結果の当否については1で述べたとおりであり、申立人らから必要な資料が提供されたのちに、必要に応じて反論等することとするが、総務大臣が本件技術基準を設けた目的は、電波法の趣旨に則り、電波の能率的な利用の確保、すなわち、本件申立てに即していえば、アマチュア無線と高周波利用設備の利用を

両立させるためである。そのために、現実にP L Cが利用される場面において現に存在する雑音を周囲雑音（自然雑音及び人工雑音を含む）と捉え、P L Cを利用した場合の当該家屋から漏えいする電波の許容値を策定する過程においては、一定の周囲雑音レベルを想定したものであるが、周囲雑音レベルは環境に応じて、また時刻によっても大きく変化するので、場合によっては周囲雑音レベルを超える漏えい電波が発生する事例も想定し得る。しかし、その場合にあっては無線通信に与える障害発生頻度は少ないことが予想される上、万一継続的かつ重大な障害を与えた場合には電波法第101条で準用する同法第82条第1項の規定によって対応可能であることから、規制の総体として考えた場合、本件基準は電波法に基づいた合理的な基準である。

つまり、本件基準は、アマチュア無線運用とP L Cによる情報通信の共存を実現するために十分な合理性を有しているのであって、そのことは、乙95号証をはじめとする総務大臣が提出した測定結果によっても優に認められるというべきである。

しかるに、申立人らの主張は、本件技術基準をP L Cから発生する漏えい電波について、どのような場合でも離隔距離において必ず周囲雑音以下としなければならないものと規定しているかの如く誤解し、それを前提とした測定に終始している。

また、申立人は周囲雑音を超えた漏えい電波が発生した場合には無線通信の妨害になる場合がほとんどである旨主張するが、その妨害の程度等にはまったく言及していない。

このような申立人らの主張は、自らのアマチュア無線を、いわば既得権として絶対化し、それを侵害する可能性の一切を排除するという一方的な態度に終始するものであり、公平かつ能率的な利用を確保し、公共の福祉を増進するという電波法の理念からはほど遠いものであって、到底受け入れることはできないものである。

このことは、無線局運用規則第258条で「アマチュア局は、自局の発射する電波が他の無線局の運用又は放送の受信に影響を与え、若しくは与える虞があるときは、すみやかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。」と規定されていることから明らかである。すなわち、この規定は、アマチュア無線運用は、他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与えない限度で行わなければならないことを明らかにした上で、それらに支障を与える虞があるときは、実際に支障を与えなくても、当該周波数による電波の発射を中止しなければならないとし、電波法第82条第1項に規定する要件よりも厳しい制約を課している。

この規定を厳格に解するのであれば、例えば東京都区内の住宅地において、空中線電力数百ワットものアマチュア無線の電波を発射する無線局は、一般的に、近隣住宅の放送受信に支障を与える虞があるものとして、免許しないという解釈運用もあり得る。

しかし、現実には、東京都区内においても空中線電力1キロワット（すなわち1000ワット）までのアマチュア無線局（短波帯の周波数を使用する移動しない局の場合）を免許しているのであり、このことは申立人らにおいても周知の事柄と思われる。

つまり、アマチュア無線の運用は、他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与

えない限度でのみ許容されるものに止まるものの、単に支障を与えるという漠とした虞があるというだけで免許しないという厳格な解釈運用をするのではなく、近隣住民間で何らかの工夫や調整を行うことによって、他の電波利用と共存する可能性がある限りは、できるだけ許容することが電波の能率的な利用の確保を図ろうとする電波法の趣旨に合致すると解されるからこそ、上記のような場合にもアマチュア無線局の免許を行っているのである。

このように、電波法は、アマチュア無線の運用が他の無線運用に対する関係で優越するという立場を取っておらず、あくまでも電波の能率的な利用を確保するため、他の電波利用と共存させることを予定している。かかる見地に立てば、PLCから発生する漏えい電波について、いかなる場合でも離隔距離において必ず周囲雑音以下としなければならないかの如く主張する申立人らの主張が電波法の趣旨に反し、失当であることがより一層明らかというべきである。

なお、申立人らの主張が一般国民について言及している箇所は、2で述べたとおりであり、反論等は行わない。

4 「第3の4」について

申立人らは、乙4号証41ページ図4.3の標題が「コモンモード電流はコンセントに接続されたPLC機器により発生」とあることをもって、国の主張に矛盾があると主張しているようであるが、この図は、電力線に対してPLC機器を接続した際に、当該機器の接続によってコモンモード電流が発生するということを模式的に示しているものであって、PLC機器からコンセントに流入するコモンモード電流が漏えい電界の原因であるなどとはどこにも記載していない。乙4号証が家屋内の電力線網によって発生するコモンモード電流を問題にしていることは、例えば、同ページの下から4行目「電力線において、コモンモード電流成分はPLC機器のディファレンシャルモード電圧から変換される」という記載を読むだけでも明らかであり、申立人らの主張は、乙4号証に含まれる記載のごく一部のみを取り出して、全体の趣旨を曲げて解釈したものであり、失当である。

また、申立人らは、「電力線上のコモンモード電流」など、電力線をコンセントのみに限定して微視的にとらえた議論をしているようであるが、申立人らが主張するように、このような特定のコンセントにおける少ない実測結果からは、漏えい電界の強度を推定することは困難である。

これに対して、総務大臣は、漏えい電界強度を個々の家屋について推定することは困難であると考え、統計的に把握することを検討した。すなわち、電力線の様々な位置におけるコモンモード電流の統計的性質は、多数のコンセントにおける長時間の測定によって得られる統計的性質と類似であると考え、その電流を規定する三つの物理量（LCI、コモンモードインピーダンス及びディファレンシャルモードインピーダンス）を測定した。さらに、これらの物理量は、電気製品の使用状況や周波数によっても異なるため、多数の家屋においてこれら三つの物理量の実測を多数行い、それを統計処理することによって、各物理量がどの程度の範囲に収まるかを測定した。この結果から、電力線の電氣的な特性を統計的に把握でき、PLC機

器を接続したときに電力線に誘起するコモンモード電流の統計的特性が把握でき、これによりどの程度の漏えい電磁界が発生するか推定することができるのである。

総務大臣は、このように、わが国における家屋の電力線のモデルを巨視的にとらえ、全体の影響を統計的手法により予測して理論値を定め、さらにそれに基づいた実測を行うことによって（乙4号証101ページ以下）理論の妥当性を確認しているものである。

なお、申立人らは「コンセントの位置におけるコモンモード電流」に拘泥しているようであるが、技術基準は、現実のコンセントの位置におけるコモンモード電流を規定しているのではなく、平成18年総務省告示第520号に規定する測定系にPLC機器を接続した際のコモンモード電流を規制している。現実の電力線の「コンセントの位置におけるコモンモード電流」にこだわっていても、技術基準の妥当性の議論とは何ら関係がないことを申し添える。

5 「第3の6」について

申立人らが提出した甲51号証（ただし、本書証について疑義があることは平成20年1月31日付け準備書面（3）で主張・求釈明したとおり。）3ページにおいて、PLC接続中（待ち受け中）とされている図と、PLC接続中（ファイル転送中）とされている図を比較すれば、そこで観測されている電界強度の差は誰の目にも明らかであって、総務大臣の主張の正しさは明白である。

なお、総務大臣は、すべての型式指定について、その型式指定申請書類のうち本件審理に必要と思料される部分を書証として提出しているところ（例えば、甲51号証最上段に記載されているBL-PA100であれば、乙18号証）、これ以上の技術情報提供の必要性を認めない。また、非通信時において通信時と同程度の出力がPLC機器から出ている場合であっても、本件技術基準を満たしているのであれば、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性は非常に少ないと考える。

6 「第3の7」及び「第3の8」について

申立人らが、「総務大臣は、分布定数回路として扱うべき事象を集中定数回路として取り扱っている」とするその論拠が不明であるが、総務大臣は、当然、電力線を集中定数回路（電気回路中の電気抵抗などの回路素子が、回路上の特定の箇所に集中して存在するものとして取り扱う回路）ではなく、分布定数回路（電気回路中の電気抵抗などの回路素子が、回路上の特定の箇所に集中して存在するのではなく、回路上のあらゆる箇所に存在するものとして取り扱う回路。回路上に存在する回路素子の値は一定ではなく、場所ごとに異なるものとして取り扱うのが一般的である。）と取り扱っている。ただし、分布定数回路の諸特性を把握する際には、4で述べたのと同様、多数の測定結果に統計処理を行うことで、集中定数回路的に取り扱うこととしたものである。

技術基準の測定法では、電力線の電氣的特性を集中定数回路（電源端子用インピーダンス安定化回路網。ISN）を用いて模擬し、これに流れるコモンモード電流

を規制している。これは、分布定数回路を集中定数素子で模擬する I S N を実現するために当然のことであり、これをもって集中定数回路として取り扱っているとするのは、失当である。

なお、甲 9 3 号証の該当箇所の記述は、何の根拠も述べられておらず、一般論として、本件 P L C のような回路については集中定数としての取扱いではなく分布定数としての取扱いをする必要がある旨の指摘を行っているに過ぎないと考えられ、上記のように分布定数回路を集中定数的に取り扱うことの当否の根拠とはならない。